

(様式1-1)

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科目	令和3年度 当年度(A)	令和2年度 前年度(B)	増減(A)-(B)
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	19,479,103	18,404,410	1,074,693
未収入金	260,250	289,555	△ 29,305
前払金	142,420	154,710	△ 12,290
流動資産合計	19,881,773	18,848,675	1,033,098
2.固定資産			
(1)特定資産			
退職給付引当資産	1,600,000	1,200,000	400,000
展示会等準備資金	1,000,000	500,000	500,000
(2)その他固定資産			
保証金	1,856,400	1,856,400	0
固定資産合計	4,456,400	3,556,400	900,000
資産合計	24,338,173	22,405,075	1,933,098
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	739,521	919,746	△ 180,225
預り金	36,886	92,593	△ 55,707
流動負債合計	776,407	1,012,339	△ 235,932
2.固定負債			
退職給付引当金	1,600,000	1,200,000	400,000
展示会等準備引当金	1,000,000	500,000	500,000
固定負債合計	2,600,000	1,700,000	900,000
負債合計	3,376,407	2,712,339	664,068
III 正味財産の部			
1.指定正味財産	0	0	
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2.一般正味財産	20,961,766	19,692,736	1,269,030
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(2,600,000)	(1,700,000)	
正味財産合計	20,961,766	19,692,736	1,269,030
負債及び正味財産合計	24,338,173	22,405,075	1,933,098

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計方式

従前通り、平成20年4月制定(平成21年10月改正)の「公益法人会計基準、運用指針」に基づき処理をしている。

(2) 引当金の計上基準

退職給与引当金は、退職金支給規定に基づき、期末要支給額分を計上した。

展示会等準備引当金は、平成30年度に開催の展示会の支出実績を元に限度額を250万円と見積み5年積立て

将来の費用支出を当期に配分するもので、令和3年3月12日開催の第4回理事会において承認された。当期分計上。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用している。

(4) 実費弁償による事務処理の受託等の確認について

当該収益事業が法人税基本通達15-1-28「実費弁償による事務処理の受託等」に該当することの確認が取れたことにより、令和3年4月1日から令和8年3月31日迄の各事業年度における法人税の申告は要さないこととなった。(令和3年3月16日付 京法第1043号 京橋税務署)

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の明細及び増減額、残高は次の通りである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	1,200,000	400,000	0	1,600,000
展示会等準備資金	500,000	500,000	0	1,000,000
合計	1,700,000	900,000	0	2,600,000

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次の通りである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
退職給付引当資産	1,600,000	(0)	(400,000)	(1,600,000)
展示会等準備資金	1,000,000	(0)	(500,000)	(1,000,000)
合計	2,600,000	(0)	(900,000)	(2,600,000)

4. 担保に供している資産

なし

5. その他

(1) 引当金の明細は次の通りである。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
			目的使用/その他	
退職給付引当金	1,200,000	400,000	0	1,600,000
展示会等準備引当金	500,000	500,000	0	1,000,000
合計	1,700,000	900,000	0	2,600,000

(2) 附属明細書の作成を省略

附属明細書は、その記載内容が当該内容と重複するので作成を省略する。

A 固定資産の内、基本財産及び特定資産の明細

①基本財産・・・なし

②特定資産の明細・・・2項及び3項 参照

B 引当金の明細・・・5項(1) 参照

以上